

食物アレルギー対応等に係る報告について

1 食物アレルギー対応 第一報（様式 3-6-2）

食物アレルギー（疑いを含む）発症の際に、学校が学務課へ報告をします。

◆◆報告方法◆◆

電話による口頭報告・メール・FAXによる書面報告。

（速やかに報告できる方法を選択。どの方法も電話による一報（送付報告）は必須）

◆◆その他①◆◆

電話による口頭報告の場合は、学務課が学校からの聞き取り内容を「食物アレルギー対応 第一報」に入力後、メールにて学校へ送信しますので内容をご確認ください。

◆◆その他②◆◆

誤食、ホットライン使用、エピペン®投与、服薬、救急搬送、学校職員同行の受診、集団（3人以上）での発症以外は、後述の報告書提出は不要です。報告書提出案件に該当しない場合は、後日学務課よりご連絡しますので、結果についてご報告ください。

2 食物アレルギー対応報告書（様式 3-6-3）

上記1のうち、誤食、ホットライン使用、エピペン®投与、服薬、救急搬送、学校職員同行の受診、集団（3人以上）での発症があった場合に報告してください。

◆◆報告方法◆◆

食物アレルギー対応報告書に詳細を記載し、発番、押印のうえ、交換便にて原本を提出します。控えは学校で保管してください。

◆◆その他①◆◆

ホットラインはハチ等昆虫や薬のアナフィラキシー（疑いを含む）の場合も使用できます。そのような場合は第一報のみで報告書の提出は不要です。

3 情報共有レポート（食物アレルギー対応ヒヤリ・ハット）（様式 1-4-2）

「対象者に傷害を及ぼすまでには至らなかったが、ヒヤリとするようなミス」が発生した場合は、情報共有レポート（食物アレルギー対応ヒヤリ・ハット）を提出し、学校が学務課へ報告をします。

◆◆報告方法◆◆

メール・FAXによる書面報告。（電話による一報（送付報告）は必須）

◆◆その他①◆◆

1件の重大事故があれば、その背後に29件の軽度の事故があり、300以上のインシデントが潜んでいるといわれています。また、リスクは未来に存在しリスクの要因となるハザードは過去に存在します。前もって1つでも多くのハザードを知り、共有することによって、危機を回避するだけでなく、ハザードを生み出す環境を知ることができる大切な報告です。

4 異物混入等報告書（第一報）

異物が食物アレルギーの原因食物で、喫食前であればヒヤリハット、喫食後であれば誤食となります。その場合は上記の通りご報告ください。食物アレルギーが関わらない異物混入については、異物混入等報告書（第一報）にてご報告ください。